

# 掛川市水道工事施工に伴う提出書類一覧表

令和6年4月1日

提出時期	提出書類	リンク	名称	標準工事 金額	小規模工事		少額工事 250万円未満	
					2,000万円以上	簡便型 250万円以上 2,000万円未満		小規模型 250万円以上 500万円未満
契約段階	1		工事執行規則第20条 請負契約約款第3条	○	○	○	○	
	2		工事執行規則第34条 請負契約約款第21条	△	△	△	△	
	3		工事執行規則第22条 請負契約約款第10条 県共通第3編1-1-9	○ 4,000万円以上専任技術者 1億円以上品質証明員	○	○	○	
	4	リンク	建設業退職金共済組合掛 金収納書or理由書	○	○	△ 300万円以上		
	5		市水道仕様書1-1-3 県共通第1編1-1-4	○	○	○		
			現場閉所計画表	週休2日推進工事実施要領	○	○	○	
		リンク	再生資源利用促進計画書	市水道仕様書1-1-17				
			再生資源利用促進計画の 作成に伴う確認結果票	市水道仕様書1-1-17				
	6	リンク	工事実績データ（確認書）	市水道仕様書1-1-4 県共通第1編1-1-5	○	○		
	7		施工体制台帳 作業員名簿	県共通第1編1-1-10	△	△	△	△
	8		施工体系図 施工体制台帳確認一覧表		下請負契約のある場合	下請負契約のある場合	下請負契約のある場合	下請負契約のある場合
	9		下請負人通知書 再下請負通知書 下請負契約書（写） 建設業の許可（写）	工事執行規則第15条 請負契約約款第7条	△ 請負額5,000万円以上 (監督員の指示があった場合は5,000万円未満でも提出)	△	△	
	10		交通安全管理	市水道仕様書1-1-15 県共通第1編1-1-32	○	○	○	○
	11		材料承認願	県共通第2編1-2	○	○	○	
12	リンク	建設リサイクル法届出書	建設リサイクル法	△ 該当工事	△ 該当工事			
13		EMS承諾書	掛川市EMS	○ 協力要請	○ 協力要請	○ 協力要請		
14		請負代金内訳書	工事執行規則第20条 請負契約約款第3条	△ 監督員請求時	△ 監督員請求時	△ 監督員請求時		
施工段階	15		請負契約約款第1条 工事執行規則第10条 監督員規定第5条	△	△	△	△	
	16		工事執行規則第20条 請負契約約款第3条	○	○	○		
	17		県共通第3編1-1-6	△	△	△	△	
	18		県共通第1編1-1-36	△	△	△	△	
	19		工事執行規則第34条 請負契約約款第21条	△	△	△	△	
20		工事執行規則第44条、第 49条、第50条 請負契約約款第37条 監督員執務規程第33条	△	△	△			
完成段階	21		県共通第1編1-1-18	△	△	△		
	22		市水道仕様書1-1-13 県共通第1編1-1-26	○	○	○		
	23		県共通第3編1-1-16	○	○	○		
	24		掛川市EMS	○ 協力要請	○ 協力要請	○ 協力要請		
	25		市水道仕様書1-1-21 工事執行規則第25条	○	※1			
	26	施工管理 出来形管理		市水道仕様書付1-1-10 県共通第1編1-1-23 土木工事施工管理基準5-(2)	○	○	○	○
		品質管理		市水道仕様書 土木工事施工管理基準5-(3)	○	○	○	
		写真管理		市水道仕様書付2 土木工事施工管理基準7-(1)	○	○	○	
	27		県共通第3編1-1-9	△ 1億円以上				
	28		県共通第2編1-2	○	○			
	29	リンク	建退共証紙受払簿(写) 指導	△	△	△		
	30		県共通第1編1-1-24 請負契約約款第11条	揭示	揭示	揭示		
	31		工事執行規則第26条 請負契約約款第14条	○	○	○	○	
32	完成届出書		工事執行規則第43条	○	○	○	○	
	修補完了届書		請負契約約款第31条	△	△	△	△	
33		工事執行規則第26条 請負契約約款第14条	○	○	○			

※1. 特記仕様書に記載されているもの、又は監督員が特に指示した場合はその指示に従うこと。  
 ※2. 写真管理については、管理基準による頻度で撮影し、提出頻度については監督員の指示に従うこと。  
 ただし、検査等必要時には撮影頻度による写真帳を準備すること。  
 ○=提出 △=該当時提出